

第2回

熊野川懇談会設立準備会

推薦委員の選考方法について

熊野川懇談会委員選考規定

1. 目的

熊野川懇談会（以下「懇談会」という。）の委員の選考を行うため、この規定を定める。

2. 審査

審査は書面審査とする。書面審査は候補者のプライバシーに配慮し非公開で行う。

3. 委員候補者

学識経験者、地域の情報に詳しい者の中から懇談会委員としてふさわしい見識を有する者を委員候補として推薦する。ただし、地方公共団体の長、議員、児童・生徒は除くものとする。

4. 委員構成

分野別の委員構成は概ね下表のとおりとする。

< 分野別委員数 >

| 分野構成 | | 専門分野 (設立準備会委員含む) | 委員数 (設立準備会委員数) |
|-------|------|-----------------------|-------------------|
| 治水 | | 河川、海岸、治山・砂防等 | 3 (1) |
| 利水 | | 農業水利、水文・水資源、水質・上下水道 | 3 (1) |
| 環境 | 自然環境 | 動植物・生態系 | 2 (1) |
| | 社会環境 | 歴史・文化・文化財 広報、流域活性化 | 2 (1) 2 (1) |
| 地域の特性 | | 熊野川流域の特性に詳しい者 | 公募委員 3 |
| 計 | | | 15 (5) |

5. 選考

(1) 推薦委員

推薦委員の選考については、推薦委員選考要領に従ってこれを行う。

(2) 公募委員

公募委員の選考については、公募委員選考要領に従ってこれを行う。

6. 役割

委員は、1年間に5回程度開催が予定される懇談会に参加し、以下の項目について審議する。
なお、任期は2年程度である。

熊野川、相野谷川および市田川の直轄管理区間（猿谷ダム管理区間を含む）の河川
整備計画について
流域住民からの意見聴取方法について

7. プライバシー

候補者の氏名や推薦・応募用紙の記載内容等については、原則として公表しない。

8. その他

委員が懇談会へ出席する際には、謝金、交通費が支払われる。

この規定に定めるもののほか、審査及び選考に関する事項等については、必要に応じ、これを別途定める。

熊野川懇談会推薦委員選考要領

1. 推薦の目的

設立準備会は、河川整備のあり方や整備計画の策定について、専門的な立場からの意見を聴くために、学識経験者を推薦する。

2. 推薦人数

分野別に推薦する委員数は概ね下表のとおりとする。

< 分野別推薦人数 >

| 分野構成 | | 専門分野 (設立準備会委員含む) | 委員数 (設立準備会委員数) |
|------|------|-----------------------|-------------------|
| 治水 | | 河川、海岸、治山・砂防等 | 3(1) |
| 利水 | | 農業水利、水文・水資源、水質・上下水道 | 3(1) |
| 環境 | 自然環境 | 動植物・生態系 | 2(1) |
| | 社会環境 | 歴史・文化・文化財 広報、流域活性化 | 2(1) |
| 計 | | | 12(5) |

3. 推薦方法

設立準備会委員は、推薦委員候補者の氏名、連絡先、経歴、推薦理由等を所定の用紙に記入し、推薦者の氏名とともに事務局に提出する。

4. 選考方法

設立準備会委員は、推薦委員候補者の経歴等を総合的に判断し、分野毎に選考順位を定め、これに従って推薦委員を順次選考する。

熊野川懇談会委員推薦用紙

| | | | | | |
|---------|------|------------------|-----------------------|-------------------|--|
| 推薦委員候補者 | ふりがな | | 性別 | 男・女 | |
| | 氏名 | | | | |
| | 職業 | | 生年月日 | 明治・大正・昭和 年 月 日 | |
| | 連絡先 | 自宅 勤務先 その他 | (〒 -) | | |
| | | TEL・FAX | | | |
| | | E-mail | | | |
| | 専門分野 | | 分野区分: 治水 利水 自然環境 社会環境 | | |
| | | | 専門内容: | | |
| | 経歴 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 推薦理由 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 推薦者 | 氏名 | | | | |